

変動金利に関する同意書

申込人は、金銭消費貸借契約（以下、「原契約」という。）にもとづいて借り入れたローンの利率および返済方法について、次のとおり同意します。

記

本同意締結日現在の北伊勢上野信用金庫の長期貸出最優遇金利	年 2.80%
------------------------------	---------

※表記長期貸出最優遇金利は令和 8 年 4 月 1 日のものであり、ご融資実行日までに変更となる場合があります。なお、変更の場合には表記金利にかかわらず、実行日現在の長期貸出最優遇金利が適用されます。

第 1 条（借入利率の変更の基準）

- 原契約の借入利率は、「みずほ銀行」の長期貸出最優遇金利を基準金利として、基準金利の変更に伴って、引上げまたは引下げられることに同意します。
- 金融情勢の変化、その他相当の事由によりその基準金利が廃止された場合には、これに代え、一般に相当と認められる金利を基準金利とすることに同意します。

第 2 条（借入利率の変更幅の算出および変更日）

- 借入利率の引上げ幅または引下げ幅の算出は、翌年から毎年 4 月 1 日（休日の場合は翌営業日）を基準日として行い、各基準日における基準金利とその直前の基準日における基準金利の差をもって借入利率を引上げまたは引下げるものとします。
- 借入利率変更の適用時期は、その年の 4 月の約定返済日の翌日から適用するものとします。
- 本条により利率が変更された場合、金庫は原則として、5 月の約定返済日迄に変更後の利率、毎回の返済額等を文書により通知するものとします。

第 3 条（元利金弁済額の変更）

- 返済方法が元利均等分割返済の場合を除き、確認書に定めた毎回の元金返済額は変更することなく、支払う利息額を増減します。
- 返済方法が元利均等分割返済の場合は、返済回数、最終返済期限を変更することなく、毎回の元利金返済額を増減します。

第 4 条（固定金利型への変更）

この借入金については、その最終期限前に固定金利型に変更はしません。

以上